

議 事 録

会議の名称	平成29年第10回本庄市農業委員会総会
開催日時	平成29年10月25日(水) 午後2時から 午後3時5分まで
開催場所	本庄市役所 大会議室
出・欠席者	別紙のとおり
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 第49号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 2 第50号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年) 3 第51号議案 農地法第4条の規定による許可申請について 4 第52号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について 5 第53号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 6 報告第41号 農地法第3条の3の規定による届出について 7 報告第42号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について 8 報告第43号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について 9 報告第44号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について 10 報告第45号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について
配付資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成29年第10回本庄市農業委員会総会議案 2 平成29年第10回総会 その他連絡事項 3 平成29年度認定農業者等研修会 4 平成29年度農業者年金加入推進セミナー開催要領
主 管 課	農業委員会事務局

会 議 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
事務局長	<p>それでは、定刻になりましたので、ただ今より総会を始めさせていただきます。</p> <p>最初に、開会の言葉を清水会長代理にお願いいたします。</p>
清水会長代理	<p>本日は、ご苦勞様です。先月の台風により皆さんのところは特別に変わったことはなかったでしょうか。私は、台風の強風によりビニールハウスを2つ破かれましたが仕方ないと思います。平成29年第10回本庄市農業委員会総会を始めますのでよろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、田端会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
田端会長	<p>皆さんこんにちは。清水会長代理が台風の話をされましたが、皆さんご存知のとおり台風の前から長雨が続き、これは8月の長雨に続いて2回目の長雨であり、今年は非常に不順な天候です。埼玉県では、米の彩のかがやきの品種の収穫は多そうですが、品質の低下が危ぶまれているので困っています。稲が黄色になり、良い穂は垂れているのですが、田に多くの水が溜まっていたり、病気になったりしています。私も昨日、2反程、稲が倒れてしまった田を頼まれて刈り入れましたが、大変でした。金屋や秋平等に行くと余っている農地が多くあるのだから、そこで耕作をやったらどうかと冗談を言ったこともあるのですが、それが現実味を帯びてきております。また、農地中間管理事業を利用させていただいて、借り手がいれば、国からある程度の出資金が出ますから、そちらの圃場を借りて耕作した方が安心できるのでお勧めしたいと思います。私のある先輩の話では、高齢の耕作者は葱等、毎年耕作して近頃嫌気がさしている人は良くないので、葱だって新しい圃場が欲しいという人もいましたから、できれば地区の農業委員さんが、そういう声に耳を傾けてやって耕作できる人に情報提供し、斡旋していくのが今後の農地利用最適化につながると思います。自分の家の経営を踏まえて、車に30分でも乗り、耕作しやすいところで耕作してもらおうというのも経営のひとつではないかと思っておりますので、検討いただければ幸いに思います。異常気象の内の一年になりそうです。あと今月、来月ともう1月で任期が終わりになりますが、慎重審議をお願いいたしまして、挨拶に代えさせていただきます。今日もよろしくお願いいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日、11番奥原委員及び35番間正委員から、欠席届が提出されてお</p>

	<p>りますので、ご報告いたします。</p> <p>次に、総会の定足数についてでございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」と規定されております。本日の総会は、在任委員36名中34名の出席となっておりますので、総会が成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>これより議事に入りますが、本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、田端会長に議長をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>着座のまま失礼します。議事に入る前に本日の議事録署名委員及び会議書記の指名ですが、私から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>本日は、1番津久井委員と2番飯島委員に議事録署名委員をお願いいたします。また、会議書記は事務局職員の中村主査を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>第49号議案農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>第49号議案を説明いたしますので、議案書1ページをご覧ください。第49号議案農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第3条第1項の規定により、別紙申請について処分したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第3条の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、2ページをご覧ください。申請件数は、2件です。2件とも売買による所有権移転になります。</p> <p>次に、農地の権利移動についての許可判断要件をご説明いたします。農地法第3条第2項に許可判断の要件が規定されておまして、まず、「全部効率利用要件」で、農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うこと。次に、「農作業常時従事要件」で、農作業に常時従事すること。次に、「下限面積要件」で、本庄市では経営面積の合計が50a以上であること。次に、「地域との調和要件」で、周辺の農地利用に悪影響を与えないこととなっております。農地の受け手がこれらすべての要件を満たしていないと許可できないこととなっております。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1につ</p>

	いて、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号1を説明いたします。議案書2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、武政委員でございます。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われま。以上でございます。</p>
議長	整理番号1について、武政委員の報告をお願いいたします。
武政委員	<p>19番武政、報告させていただきます。受人と渡人は兄弟です。親が亡くなった時に贈与で渡人に農地を渡したそうです。しかし、渡人がその農地で耕作することができないので、渡人と受人が話し合い、それがうまくいったのだと思います。皆さまの慎重審議、よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号1について、皆さまからご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>それでは、ご異議ございませんので許可といたします。</p> <p>次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号2を説明いたします。2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、都島地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、堀口委員でございます。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われま。以上でございます。</p>
議長	整理番号2について、堀口委員の報告をお願いいたします。
堀口委員	<p>25番堀口です。受人は26才の男性です。今までは祖父と祖母と母親の3人で農業をやっていました。祖父と祖母が高齢により耕作ができなくなったため、受人が手伝うということで2年前に会社を辞めて、農業を始めて今年で2年目だそうです。渡人に話を伺ったところ、受人はイチゴを栽培しているのですが、経営を拡大したいということで今回の畑の売買に至った模様です。皆さまの慎重審議、よろしくをお願いいたします。</p>

議長	<p>整理番号2について、皆さまからご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号2の許可申請について、許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>それでは、ご異議ございませんので許可といたします。</p> <p>次に、第50号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第50号議案を説明いたしますので、3ページをご覧ください。第50号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)をご説明申し上げます。本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙農用地利用集積計画を決定したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙の農用地利用集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画内容については、4ページ及び5ページをご覧ください。今回の申請件数は、6件です。畑15筆の面積合計11,830㎡の利用権設定でございます。</p> <p>次に、農用地利用集積計画について説明します。農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て、市で公告しますが、決定の要件としては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、市で定めた基本構想に適合することが必要でございます。本庄市では、利用権の設定等を受ける者が備えるべき要件として、全ての農用地を効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること、その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者がいるものとされており、以上の要件を全て備えることと定めております。今回の農用地利用集積計画の内容は、これらの要件を全て満たしているものと思われま。以上でございます。</p>
議長	<p>第50号議案について、皆さんからご質疑がございましたらお願いいたします。</p>
高橋清一郎委員	<p>受人は、市外在住の方ですけれども、渡人とは、どのような関係でしょうか。また、受人の営農計画書を説明ください。</p>

議長	事務局から説明ください。
中村主査	事務局中村です。説明いたします。受人は、〇〇〇出身であり、借りられる農地を探すため、農業委員会事務局へ相談にいられていました。そこで、受人の希望する農地に適合する農地を貸したいという貸主を紹介したところ、貸主に連絡を取り、その農地で貸主と借主で交渉し、話がまとまったそうです。その後、受人の誠実さと受人の家族を養うために農業に取り組む熱意が伝わり、貸主は10年の期間での使用貸借に応じると同時に、他の貸主の紹介もしたそうです。営農計画書には耕作物はナスをはじめとし、ブロッコリー、ジャガイモ、トマト作りにも取り組む予定であること、経営方針は、日本と〇〇〇の野菜の特色ある農園を目指すことが記載してございます。なお、受人は以前、岡部町の農園に勤務しており、農業経験年数は13年でございます。
議長	ほかに、ご質疑ございませんか。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。第50号議案については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、第50号議案については、原案のとおり決定いたしました。 次に、第51号議案農地法第4条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局より説明願います。
事務局長	第51号議案を説明いたしますので、6ページをご覧ください。第51号議案農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第4条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第4条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。 申請内容については、7ページをご覧ください。申請件数は、2件でございます。以上です。
議長	それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1について、事務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号1を説明いたします。7ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。転用目的は、太陽光発電施設用地です。申請事由は、

	<p>太陽光発電施設設置工事です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、宮部委員でございます。</p> <p>申請地は、8ページをご覧ください。4-1については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われま。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われま。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1について、宮部委員より報告をお願いいたします。</p>
宮部委員	<p>3番宮部が報告します。4-1の地図をご覧ください。申請地は右側に〇〇〇〇と記載してあるのが〇〇〇〇〇の〇〇〇〇です。申請地はそこから西に300m位入った山の上にあります。その申請地の南には、太陽光発電施設が造られております。場所も日当たりの良いところです。皆さまの慎重審議よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>整理番号1について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号2を説明いたしますので、7ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、今井地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。転用目的は、資材置場・駐車場用地です。申請事由は、資材置場・駐車場整備工事です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域です。地区担当は、高橋博委員でございます。</p> <p>申請地は、9ページをご覧ください。4-2については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請</p>

	は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。
議長	整理番号2について、高橋博委員より報告をお願いいたします。
高橋博委員	29番高橋博、報告いたします。4-2の地図をご覧ください。地図の左下の線は、〇〇〇〇〇〇です。申請地は以前から資材置き場となっておりまして、南北に長い境界にはブロック塀ができており、接道している北側には通学路がありますが、ブロック塀と車両通行用の門で囲まれており、中に入れないので危険性はありません。皆さまの慎重審議よろしくお願ひします。
議長	整理番号2について、ご質疑がありましたらお願いいたします。はい、塩原委員どうぞ。
塩原委員	15番塩原です。申請人の会社が農地を所有しているのは、通常あり得ないと思います。5条申請で所有してそのままにして、今回申請されているのか、そのあたりの経緯を知りたい。
議長	事務局、説明願ひます。
津久井専門員	事務局津久井です。説明いたします。今回の件につきまして、市が保管しております転用申請受付簿が昭和43年度からございます。申請年月日がそれ以前の昭和41年と昭和42年なので、申請者は、農地転用の許可を取って所有権移転をし、地目変更をしなかったと言っております。市としては、転用の事実が書類上、確認できないということで、今回改めて4条申請をしていただきました。所有権につきましては登記簿を確認いたしますと、売買にて申請者が取得しておりますので、推定しますと、農地転用の許可済みだと思ひますが、今回、地目変更したいということで改めて申請をして頂いた次第です。
議長	よろしいですか。これは地目変更登記しなかったもので、今回の申請に至ったということです。他によろしいですか。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号2の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませぬか。 (異議なし、の声) ご異議ございませぬので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。 次に、第52号議案農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてを上程いたします。事務局より説明願ひます。

<p>事務局長</p>	<p>第52号議案を説明いたしますので、10ページをご覧ください。第52号議案農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請について、埼玉県農地調整関係事務処理要領第2章第5-4-(2)-dの規定により、意見書を埼玉県知事に送付したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、埼玉県農地調整関係事務処理要領第2章第5-4-(2)-dの規定により、別紙の許可後の計画変更申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画変更申請内容を説明いたしますので、11ページをご覧ください。当初計画者及び承継者の住所氏名は記載のとおりです。申請地は、児玉町金屋地内の畑1筆です。昭和51年6月5日が許可日となっております。計画変更申請の内容ですが、当初は、住宅用地としての転用許可でしたが、駐車場用地としての計画変更でございます。計画変更する理由については、当初計画者は、その当時、公団に入居していきまして、転用許可を受けて、自己用住宅建設を目指していましたが、その後、仕事の都合により埼玉県営団地に入居となったため、住宅建設を中止したことによるものです。計画変更の事業計画については、承継者の経営事業では、駐車場の確保で苦慮していたため、今回の計画変更になったものです。申請面積につきましては、当初許可後に道路拡幅工事のため分筆されておきまして、変更後の面積は、記載のとおりとなっております。なお、本議案の転用許可の意見書送付については、第53号議案の整理番号6で審議いただく予定でございます。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>第52号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。第52号議案の計画変更申請について、承認相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、承認相当として県知事に意見書を送付いたします。</p> <p>次に、第53号議案農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局より説明願います。</p>
<p>事務局長</p>	<p>第53号議案を説明いたしますので、13ページをご覧ください。第53号議案農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。</p>

	<p>す。本議案につきましては、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第5条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、14ページをご覧ください。申請件数は、6件で、所有権移転3件及び使用貸借権3件でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1を説明いたしますので、14ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、東五十子地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、長屋住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域です。地区担当は、飯島委員でございます。</p> <p>申請地は、15ページをご覧ください。5-1については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われま。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われま。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1について、飯島委員より報告をお願いいたします。</p>
飯島委員	<p>2番飯島、報告いたします。5-1の地図をご覧ください。申請地の北にあるのが〇〇〇になります。〇〇〇と申請地の間に渡人が建築したアパートがあります。その南側に申請地がありますが、その建築した会社が仲介して、受人へ渡して同じようなアパートを建てるということになったそうです。この畑も周りに迷惑をかけることはないです。皆さまの慎重審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>整理番号1について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p>

	<p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号2を説明いたしますので、14ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町吉田林地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、第1種住居地域です。地区担当は、池田稔委員でございます。</p> <p>申請地は、16ページをご覧ください。5-2については、第1種住居地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号2について、池田稔委員より報告をお願いいたします。</p>
池田稔委員	<p>26番池田稔、報告いたします。受人は渡人の娘の婿という関係です。5-2の地図を見ていただきますと、申請地のすぐ北側に渡人が住んでおり、その前を婿に貸すということでございます。皆さまの慎重審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>整理番号2について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号2の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号3を説明いたしますので、14ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町入浅見地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、店舗・住宅用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、関根延一委員でございます。</p> <p>申請地は、17ページをご覧ください。5-3については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請</p>

	<p>地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われす。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われす。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号3について、関根延一委員より報告をお願いいたします。</p>
関根延一委員	<p>36番関根延一です。整理番号3について報告いたします。渡人本人より、高齢のため農業はできず、徐々に畑を処分することを聞いております。5-3の地図をご覧ください。申請地は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇沿いにあります。議案書には店舗とありますが、ここに美容院を作る計画があるそうです。現在畑ですが、今は何も作らず空き地になっております。皆さまの慎重審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>整理番号3について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号3の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号4について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号4を説明いたしますので、14ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町下真下地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。平成29年8月30日付けで農振農用地区域から除外されています。地区担当は、荻野委員でございます。</p> <p>申請地は、18ページをご覧ください。5-4については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、転用目的が自己用住宅用地であるため、第1種農地転用の例外により、許可相当になるものと思われす。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われす。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号4について、荻野委員より報告をお願いいたします。</p>

荻野委員	<p>37番荻野です。報告します。受人と渡人は親子です。受人は渡人の長男で飯倉に住んでおります。受人が今住んでいるところの道が非常に狭く、庭でも車のUターンができないそうです。渡人より、受人に自分の農地に家を建てたらどうかと話をしたそうです。渡人の自宅から歩いて約2分位のところに申請地があります。皆さまの慎重審議よろしく願います。</p>
議長	<p>整理番号4について、ご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号4の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号5について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>整理番号5を説明いたしますので、14ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町高柳地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、田端会長でございます。</p> <p>申請地は、19ページをご覧ください。5-5については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号5について、私から報告をさせていただきます。5-5の地図をご覧ください。申請地は私が仲間と一緒にみかんを植えている場所だったのですけれども、地主が高齢のため耕作できない状況でした。そこへ太陽光発電を扱う会社が農地を取得しに来たので話がまとまりました。太陽光発電施設ができるので、みかんは私が抜くことになりました。周辺に害はないと思います。皆さまの慎重審議よろしく願います。</p> <p>整理番号5について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p>

	<p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号5の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号6について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>整理番号6を説明いたしますので、14ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町金屋地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、駐車場用地です。用途地域は、第1種中高層住居専用地域です。地区担当は、高橋清一郎委員でございます。</p> <p>申請地は、20ページをご覧ください。5-6については、第1種中高層住居専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号6について、高橋清一郎委員より報告をお願いいたします。</p>
高橋清一郎委員	<p>21番高橋清一郎です。この案件につきましては、先ほど第52号議案にて事務局から詳細な説明があったとおり、住宅を造る予定でした。しかし、仕事の関係上、県営住宅に入ってしまったので、住宅建設は中止となりました。受人は他の寺の住職が兼務している寺で、あまり大きな寺ではないので、駐車場も境内で間に合っていたのですが、駐車台数が増加し、境内では足りなくなったため、申請地を借りることになったそうです。皆さまの慎重審議よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号6について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号6の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>以上で、議案審議を終了いたします。</p> <p>これより、報告に入ります。報告第41号を事務局よりお願いいたします。</p>

事務局長	<p>報告第41号を説明いたしますので、21ページをご覧ください。報告第41号農地法第3条の3の規定による届出について、農地法第3条の3の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、22ページをご覧ください。専決処分件数は、1件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第42号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第42号を説明いたしますので、23ページをご覧ください。報告第42号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、農地法第4条第1項第7号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、24ページをご覧ください。専決処分件数は、2件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることによって県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第43号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第43号を説明いたしますので、25ページをご覧ください。報告第43号農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、農地法第4条第1項第8号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、26ページをご覧ください。専決処分件数は、1件です。農地に農業用施設を建築する場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることによって県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第44号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第44号を説明いたしますので、27ページをご覧ください。報告第44号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、農地法第5条第1項第6号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事</p>

	<p>務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、28ページ及び29ページをご覧ください。専決処分件数は、13件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転などをする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることによって県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第45号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第45号を説明いたしますので、30ページをご覧ください。報告第45号農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について、農地法第6条第1項の規定により、別紙のとおり報告書が提出されたので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>報告書の提出件数は、1件で、その報告書が31ページ及び32ページのとおりとなっております。</p> <p>農地所有適格法人とは、耕作目的での農地の所有権などの権利の取得が認められている農地法上の法人でございます。農地所有適格法人となるための要件は、「法人形態要件」「構成員要件」「事業要件」「役員要件」の4要件となっております。これらの4要件は、設立時のみでなく、設立後も満たされていることが必要となります。毎事業年度の終了後、3ヶ月以内に事業の状況等を農業委員会へ報告することが義務付けられているものです。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただきたいと思います。</p> <p>以上で、報告を終了いたします。</p> <p>皆さまのご協力により、本日の付議事件は、すべて終了いたしました。委員の皆さまからその他で何かありましたら、挙手により発言していただければと思います。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>その他での発言がないようですので、ここで議長の座を降ろさせていただきます。ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。その他連絡事項を説明いたします。本日は、4点でございます。</p> <p>まず、1点目ですが、11月総会の開催予定です。11月27日(月)午後1時から、児玉文化会館(セルディ)において、開催予定でございます。</p>

	<p>次に、2点目です。平成29年度認定農業者等研修会についてでございます。お手元に配付してありますA4版両面刷りの資料を合わせてご覧ください。11月21日(火)午後1時30分からマロウドイン熊谷において、埼玉県農業会議等が主催する研修会になります。講演テーマは、先進農業者の経営から学ぶ、儲かる農業への改革となつてまして、講師は、こと京都株式会社の代表取締役でございます。参加費は無料となりますが、事前申込が必要となりますので、出席する場合は、総会終了後に事務局へ連絡ください。</p> <p>次に、3点目です。平成29年度農業者年金推進セミナーについてでございます。お手元に配付してありますA4版両面刷りの資料を合わせてご覧ください。11月29日(水)午後1時からメルパルクホールにおいて、全国農業者年金連絡協議会等が主催するセミナーになります。講演テーマは、老後をどう生きるかとなつてまして、講師は、コハシ文春ビル診療所院長でございます。その他、加入推進に関する活動事例報告・情報交換などがございます。参加費は無料となりますが、事前申込が必要となりますので、出席される場合は、総会終了後に事務局へ連絡ください。</p> <p>次に、4点目です。その他としまして、田端会長の11月末までのスケジュールを記載させていただきました。</p> <p>以上で、その他連絡事項を終了いたします。皆さまから、その他連絡事項で何かありましたら、挙手にて発言をお願いします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>発言がないようですので、その他連絡事項を終わります。</p> <p>最後に閉会の言葉を井上会長代理からお願いいたします。</p>
井上会長代理	<p>本日はお忙しい中、慎重審議ご苦労様でした。これにて、平成29年第10回本庄市農業委員会総会を終了いたします。ありがとうございました。</p>

平成29年第10回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿

開催日	平成29年10月25日(水)
開催場所	本庄市役所 大会議室
開会時刻	午後2時
閉会時刻	午後3時5分
会長	田端 講一
会長代理	清水 茂則 ・ 井上 孝

議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名人	議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名人
1	津久井伊知衛	出席	○	20	亀田 伸一郎	出席	
2	飯島 和憲	出席	○	21	高橋 清一朗	出席	
3	宮部 延一	出席		22	小暮 明男	出席	
4	杉田 康隆	出席		23	小山 文子	出席	
5	浅見 精治	出席		24	庄田 榮	出席	
6	小川 忠	出席		25	堀口 隼雄	出席	
7	俣田 裕	出席		26	池田 稔	出席	
8	長沼 茂夫	出席		27	田端 講一	出席	
9	松本 健治	出席		28	金井 一吉	出席	
10	細野 林之助	出席		29	高橋 博	出席	
11	奥原 定雄	欠席		30	欠 番		
12	金井 裕	出席		31	福島 清次	出席	
13	細野 俊文	出席		32	福田 光男	出席	
14	清水 茂則	出席		33	池田 芳野	出席	
15	塩原 英彦	出席		34	関根 道夫	出席	
16	井上 孝	出席		35	間正 始	欠席	
17	坂本 静枝	出席		36	関根 延一	出席	
18	林 秀信	出席		37	荻野 浩	出席	
19	武政 恒雄	出席					

説明員

事務局長	飯塚 正英
局長補佐兼農地係長	高山 教子
主査	中村 真敏
専門員	津久井 伊久弥

書記

主査 中村 真敏